○学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を第五十五条の二(文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当	。 けるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とす的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年に第五十一条 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総	第五十条 小学校の教育課程は、国語第五十条 小学校の教育課程は、国語	第二節 教育課程	改
校又は当該地域の特る地域の実態に照ら大臣が、小学校にお	の総授業時数は、別表第一に定め時間及び特別活動のそれぞれの授小学校の各学年における各教科、	総合的な学習の時間並び程は、国語、社会、算数		正
色を生かした特別の教育し、より効果的な教育をいて、当該小学校又は当	別表第一に定める授業時数を標準とするのそれぞれの授業時数並びに各学年におおける各教科、道徳、外国語活動、総合	総合的な学習の時間並びに特別活動によつて育の各教科(以下本節中「各教科」という。程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽		後
(新 設)	第五十一条 総授業時	② 第五十条)、道徳 上する。	第四章	
	削 子	、特別活動並びに総合作、家庭及び体育の冬小学校の教育課程は、	小学校 非程	改
	別表第一に定める授業時数を標準とする。のそれぞれの授業時数並びに各学年におけ校の各学年における各教科、道徳、特別に	百的な学習の時間に足る数科(以下本節中国語、社会、算数、		正
	数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合	別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するもの家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽		前

(傍線の部分は改正部分)

より、 な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たし 法第三十条第一項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切 程について、 課程を編成して教育を実施する必要があり、 ていると認める場合においては、 部によらないことができる。 第五十条第 教育基本法 項、 第五十 (平成十八年法律第百二十号) 文部科学大臣が別に定めるところに 条又は第五十二条の規定の全部又は かつ、 当該特別の教育課 及び学校教育

第五章 中学校

第七十二条 中学校の教育課程は、 国語、 社会、 数学、 理科、

音楽、

美

中「各教科」という。) 道徳、 総合的な学習の時間並びに特別活動

によって編成するものとする。

(削除)

(削除)

保健体育 技術・家庭及び外国語の各教科 (以下本章及び第七章

術

第五章 中学校

第七十二条 動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。 中学校の教育課程は、 必修教科 選択教科 道徳 特別活

術・家庭及び外国語 必修教科は、 国語、 (以下この条において 社会、 数学、 理科、 音楽、 「国語等」という。 美術、 保健体育、 の各

技

2

教科とする。

3 のとする。 域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるも 指導要領で定めるその他特に必要な教科として 選択教科は、 国語等の各教科及び第七十四条に規定する中学校学習 これらのうちから、

地

らの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれ携型中学校を除く。)の各学年における各教科、道徳、総合的な学習第七十三条 中学校(併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連

れらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこ第七十六条連携型中学校の各学年における各教科、道徳、総合的な学

第七十九条 第七十六条) 四条から第六十八条までの規定は、 十二条」とあるのは から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、 1 ては第百十七条において準用する第百七条、 第四十二条中「五学級」とあるのは 第四十一条から第四十九条まで、 又は第七十四条」 「第七十二条、 ٤, 第七十三条(併設型中学校にあつ 中学校に準用する。この場合にお 第五十五条の二中 「二学級」と、 第五十条第二項、 連携型中学校にあつては 第五十一条又は第五 「第三十条第一 第五十五条 第五十

第六章 高等学校

項」とあるのは

「第四十六条」と読み替えるものとする。

第一節 設備、編制、学科及び教育課程

別表第二に定める授業時数を標準とする。
科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教携型中学校を除く。)の各学年における必修教科、道徳、特別活動及第七十三条 中学校(併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連

、別表第四に定める授業時数を標準とする。
教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択第七十六条 連携型中学校の各学年における必修教科、道徳、特別活動

第七十九条)又は第七十四条」と読み替えるものとする。 いて、 七条において準用する第百七条、 あるのは「第七十二条、 及び第五十六条中「第五十条第一項、 四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。 第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、 第七十三条 連携型中学校にあつては第七十六条 (併設型中学校にあつては第百十 第五十一条又は第五十二条」と この場合にお 第五十五条 第五

第六章 高等学校

一節 設備、編制、学科及び教育課程

第

第八十五条の二 ては、 として文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合におい に照らして適切であり、 別の教育課程を編成して教育を実施する必要があり、 教育を実施するため の教育課程について、 は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、 文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八 文部科学大臣が、 教育基本法及び学校教育法第五十 当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特 生徒の教育上適切な配慮がなされているもの 高等学校において、 かつ、 当該高等学校又 より効果的な 一条の規定等 当該特別

(新設)

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

十四条の規定の全部又は

部によらないことができる。

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

節

中

等教育学校

二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第一

定めるところにより行うものとする。

定めるところにより行うものとする。

定が引い、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上第九十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十五条又を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条又第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつ

第一節 中等教育学校 第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

学校の 授業時数は 及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総 前 期課程 次条第一項において準用する第七十二条に規定する中等教育 別 表第四に定める授業時数を標準とする。 の各学年における各教科 道徳、 総合的な学習の 時間

第百七条

第百八条 は、 導要領」と、 での規定中 の規定を準用する。 七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領 十七条第 くは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指 項、 「第百七条又は第百八条第一項において準用する第七十二条若し 第五十五条から第五十六条まで及び第七十二条の規定並びに第 中等教育学校の前期課程の教育課程については、 項」と読み替えるものとする。 「第五十条第一項、 第五十五条の二中 この場合において、 第五十一条又は第五十二条」とあるの 「第三十条第 第五十五条から第五十六条ま 項」 とあるのは 第五十条第 第六

2 基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と、 第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に の場合において、 文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。 八十五条から第八十六条までの規定並びに第八十四条の規定に基づき の二及び第八十六条中 等教育学校の後期課程の教育課程については、 第八十五条中「前二条」とあり、 「第八十三条又は第八十四条」 並びに第八十五条 第八十三条及び第 とあるのは、 第八十五 ۲

> 第百七条 的な学習の時間のそれぞれの授業時数、 学校の前期課程の各学年における必修教科、 充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は 次条第一項において準用する第七十二条に規定する中等教育 各学年における選択教科等に 道徳、 別活 動及び 別表第 総合

四に定める授業時数を標準とする

第百八条 二項、 えるものとする 規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と読み替 は第百八条第一 十条第一項、 を準用する。 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の 第五十五条、 中等教育学校の前期課程の教育課程については、 第五十一条又は第五十二条」とあるのは、 この場合において、 項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の 第五十六条及び第七十二条の規定並びに第七十四 第五十五条及び第五十六条中 「第百七条又 第五十条第 第五 規 定

2 る高等学校学習指導要領」 する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示 において、 学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。 十五条及び第八十六条の規定並びに第八十四条の規定に基づき文部科 十三条又は第八十四条」とあるのは、 中等教育学校の後期課程の教育課程については、 第八十五条中 「前二条」とあり、 と読み替えるものとする。 「第百八条第二項におい 及び第八十六条中 第八十三条、 この場合 て準用 第八 第八

るものとする。 条の二中「第五十一条」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替え

第百十三条 (略)

2

(略

3 五条、 要領」と読み替えるものとする。 第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導 四条」とあるのは 条」とあるのは において、第九十六条中「第八十五条、 四条第二項の規定は、 ら第百条まで、 第八十一条、 第八十五条の二又は第八十六条」と、 第百一条第二項、 第八十九条、 「第百八条第二項において読み替えて準用する第八十 「第百八条第二項において準用する第八十三条又は 中等教育学校の後期課程に準用する。この場合 第九十二条、第九十三条、第九十六条か 第百二条、第百三条第一項及び第百 第八十五条の二又は第八十六 「第八十三条又は第八十 3

第八章 特別支援教育

第百三十二条の二 該特別支援学校又は当該地域の れている地域の実態に照らし、 は高等部におい して教育を実施する必要があり 教育基本法及び学校教育法第七十二条の規定等に照らして適切であ て 文部科学大臣が 当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置さ 特色を生かした特別の教育課程を編成 より効果的な教育を実施するため、 か 特別支援学校の小学部 当該特別 の教育課程について 中学部又 当

第百十三条 (略)

2 (略)

第八章 特別支援教育

(新設

までの規定の一部又は全部によらないことができる。科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六条から第百二十九条科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部り、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部り、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部

第百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を第百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の教育課程に関し第百二十八条及び第百二十九条の規定により、特別支援学校の高等部の全課程の修了を

別表第一 (第五十一条関係)

女時美	€授σ) 科 耈	数 各			区
音楽	生活	理科	算数	社会	国語	分
六八	1011		一三六		三〇六	第一学年
七〇	一〇五		一七五		三五五	第一学年
六〇		九〇	一七五	七〇	二四五	第三学年
大〇		一〇五	一七五	九〇	二四五	第四学年
五〇		一〇五	一七五	100	一七五	第五学年
五〇		一〇五	一七五	一 〇 五	一七五	第八学年
	音楽 六八 七〇 六〇 六〇 五〇	音楽 六八 七〇 六〇 五〇	音楽 六八 七〇 六〇 五〇 世紀 一〇二 一〇五 一〇五 一〇五 一〇五 一〇五	六八 七〇 一三六 六八 七〇 九〇 六〇 九〇 一七五 一〇五 一七五 六〇 五一七五 六〇 五一七五	音楽 六八 七〇 九〇 一〇五 十二五 十七五 十七五 十七五 十〇五 十〇五 十〇五	音楽 大八 七〇 大〇 五〇 大八 七〇 九〇 1 1 大〇 大〇 九〇 1 1 大〇 大〇 大〇 九〇 1 大〇 九〇 1 1 1 大〇 1 1 1 1 大

別表第一 (第五十一条関係)

	受の科教				
音楽活	受の科教				
音楽活	受の科教				
		数 各			区
六二	生 理	算数	社会	国語	分
		一 四 四		11七11	第一学年
		五五五		<u>O > </u>	第一学年第二学年第二学年
六〇	10	五〇	O.t	五三二	第三学年
六〇	九〇	五〇	八五	五三二	第四学年
五〇	九五	五〇	九〇	八〇	第五学年
五〇	九五	五	00	一七五	第八学年

第百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を第百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程に関し第百二十八条及び第百二十九条の規定によらない場合においては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるとこののとする。

九八〇	九八〇	九八〇	九四五	九一〇	八五〇	総授業時数	総
三五	三五	三五	三五	三五	三四	授業時数の	授特
七〇	七 〇	七 〇	七〇			業時間の時間の	授習総
三五	三五					授業時数	の外
三五	三五	三五	三五	三五	三四	数の授業	時道
九〇	九〇	一〇五.	一〇五	一〇五		体育	
五五五	六〇					家庭	
五〇	五〇	六〇	六〇	七〇	六八	作図画工	

授業時数 溜の時間の の時間の

> 〇 五.

〇 五

0

 \bigcirc

総

授業時

数

七八二

四〇

九

 \bigcirc

九

兀

五.

九四

五.

九

四

五.

授業時数特別活動

0

四四

三五.

三 五

三五

三

五.

三五

時道

数徳

の授

,(業

三四

三 五

三五.

三 五

三

五.

三 五 体育

九〇

九〇

九〇

九〇

九

 \bigcirc

九〇

六

 \bigcirc

五五五

家庭

作図

画

三

六八

七〇

六〇

六〇

Ŧī.

 \bigcirc

五.

備考

三

第五十条第二項の場合におい(学校給食に係るものを除く。

特別活動の授業時数は、

小学校学習指導要領で定める学級活動

四十五分とする。

)に充てるものとする。

この表の授業時数の一単位時間は、

きは、

宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の

部に

て、

道徳のほかに宗教を加えると

(別表第二及び別表第四の場合においても

代えることができる。

- 一この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- (学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動
- 代えることができる。(別表第二及び別表第四の場合においてもきは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に三 第五十条第二項の場合において、道徳のほかに宗教を加えると

備考

同様とする。)

別表第二(第七十三条関係)

区

分

第一

学年

第二学年

第三学年

ПП

同様とする。)

表第二
(第七十三条関係)

選	授特	時道			数即	寺 業 持	受の利	斗 教 値	》[2]			区
選択教科等	業時数の	数の授業	外国語	家技 庭術·	育保健体	美術	音楽	理科	数学	社会	国語	分
	三五	三五	一〇五	七〇	九〇	四五	四五	一〇五	一〇五	一〇五	一四〇	第一学年
	三五	三五	一 〇 五	七〇	九〇	三五	三五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	第二学年
	三五	三五	一〇五	三五	九〇	三五	三五	八〇	一〇五	八五	一〇五	第三学年

数時業授の科|教|各|

理科

〇 五.

四〇

兀

数学

四〇

〇 五.

兀

社会

〇 五.

〇 五.

兀

国語

兀

 $\overline{\bigcirc}$

四〇

〇 五.

音楽

兀 T.

三五.

三五

育保健体

一 <u>一</u> 五.

〇 五.

〇 五.

美術

四五.

三五

三五

授業時数 習の時間の の時間の

五〇

七〇

七〇

時数 道徳の授業

三五.

三五.

三五

外国語

四〇

四〇

兀

家技庭術

七〇

七〇

三五

 総授業時数
 一〇一五
 一〇一五
 三五
 三五

授業時数 習の時間の 総合的な学

七〇~一〇〇

七〇~一〇五

七〇~一三〇

総授業時

数

九八〇

九八〇

九八〇

業時数に充てる授

○ <u> = 0</u>

五〇~八五

〇五~一六五

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- (学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動

(削除)

(削除)

別表第四 (第七十六条、第百七条、第百十七条関係)

〇 五	数学 一四〇
〇 五	社会
四〇	国語 一四〇
	分 第一学年

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- (学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動
- ほか、特別活動の授業時数に充てることができる。 三 選択教科等に充てる授業時数は、選択教科の授業時数に充てる

四 選択教科の授業時数については、中学校学習指導要領で定める

ところによる。

別表第四(第七十六条、第百七条、第百十七条関係)

				作	
一〇五	一〇五	一〇五	数学	》[2]	
八五	一〇五	一	社会		
一〇五	一〇五	一四〇	国語		
第三学年	第二学年	第一学年	分	区	

備考

この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

授業時数 習の時間の の時間の 授業時数 時数 道徳の授業 総授業時数 数時業授の科 外国語 育保健体 家 技 庭 術 美術 音楽 理科 \mathcal{O} 〇 五 〇 五 四〇 三五. 三五. 〇 五. 四五. 四 五 五〇 七〇 0 〇 五. 三五 三五 三五. 三 五 兀 四〇 七〇 七〇 五. \bigcirc \bigcirc 〇 五 三五 三五 四〇 三五 兀 三五 三五 七〇 五.

備考

一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

九八〇	九八〇	九八〇	総授業時数
七〇~一三〇	七〇~一〇五	七〇~一〇〇	授業時数の時間の
一〇五~一六五	五〇~八五	0 5 11 0	業時 大 大 大 大 る 授 等
三五	三五	三五	授業時数の
三五	三五	三五	時数の授業
一〇五	一〇五	一〇五	外国語
三五	七〇	七〇	家技 庭術
九〇	九〇	九〇	数 F 保 健 体
三五	三五	四五	寺業 掛 美 術
田三	三五	四五	受の利音楽
八〇	一〇五	一〇五	教 理 科

級活動 において準用する場合を含む。 特別活動の授業時数は、 (学校給食に係るものを除く。) に充てるものとする。 中学校学習指導要領 次号において同じ。 (第百八条第一項)で定める学

(削除)

(削除

三 業時数は、 きる。ただし、 学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることがで 内の授業時数を減じ、 各学年においては、 教科当たり三十五を限度とする。 各学年において、 各教科の授業時数から七十を超えない範囲 文部科学大臣が別に定めるところにより中 各教科の授業時数から減ずる授

附 則

改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。 十二条、第七十三条、 第五十一条及び別表第一の改正規定は平成二十三年四月一日から、 この省令は、 平成二十年四月一日から施行する。 第七十六条、 第百七条、 別表第二及び別表第四の ただし、第五十条、 第七

- 校学習指導要領で定める学級活動 特別活動の授業時数は、第百八条第一項において準用する中学 に充てるものとする。 (学校給食に係るものを除く。
- 選択教科等に充てる授業時数は 選択教科の授業時数に充てる

ほか、

特別活動の授業時数に充てることができる。

兀 選択教科の授業時数については、 文部科学大臣が別に定めると

五. ころによる。

年において、 囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより 選択教科の授業時数の増加に充てることができる。ただし、 教科当たり三十五を限度とする。 各学年においては、 必修教科の授業時数から減ずる授業時数は、 必修教科の授業時数から七十を超えない範 一必修